

由布市告示第15号

平成21年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成21年2月19日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成21年2月26日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	浏览けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成21年 第1回(定例)由布市議会会議録(第1日)

平成21年2月26日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成21年2月26日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成20年度由布市一般会計補正予算(第4号)」
- 日程第8 議案第1号 由布市学校給食センター物品購入について
- 日程第9 議案第3号 由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第5号 由布市営国民宿舎条例の廃止について
- 日程第12 議案第6号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 由布市財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 由布市市民運動場条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 由布市B&G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 由布市市営住宅条例の一部改正について

- 日程第24 議案第18号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第27 議案第21号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について
- 日程第28 議案第22号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第29 議案第23号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第30 議案第24号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第31 議案第25号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第32 議案第26号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第27号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第34 議案第28号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第29号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第30号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第31号 平成21年度由布市一般会計予算について
- 日程第38 議案第32号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第33号 平成21年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第40 議案第34号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第41 議案第35号 平成21年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第36号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第37号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第38号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第39号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第40号 平成21年度由布市水道事業会計予算について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第1号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「平成20年度由布市一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第8 議案第1号 由布市学校給食センター物品購入について
- 日程第9 議案第3号 由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第5号 由布市営国民宿舎条例の廃止について
- 日程第12 議案第6号 由布市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 由布市財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 由布市市民運動場条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 由布市B&G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 由布市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 由布市市営住宅条例の一部改正について
- 日程第24 議案第18号 由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第25 議案第19号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第20号 宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議

- について
- 日程第27 議案第21号 由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議  
について
- 日程第28 議案第22号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第29 議案第23号 平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につ  
いて
- 日程第30 議案第24号 平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ  
いて
- 日程第31 議案第25号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第32 議案第26号 平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- 日程第33 議案第27号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につ  
いて
- 日程第34 議案第28号 平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につ  
いて
- 日程第35 議案第29号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）につ  
いて
- 日程第36 議案第30号 平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第37 議案第31号 平成21年度由布市一般会計予算について
- 日程第38 議案第32号 平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第39 議案第33号 平成21年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第40 議案第34号 平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第41 議案第35号 平成21年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第36号 平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第43 議案第37号 平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第38号 平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第39号 平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第46 議案第40号 平成21年度由布市水道事業会計予算について

---

出席議員（25名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 小林華弥子君 | 2 番 | 高橋 義孝君 |
| 4 番 | 新井 一徳君 | 5 番 | 佐藤 郁夫君 |

6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 渕野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
14番 江藤 明彦君	15番 佐藤 人巳君
16番 田中真理子君	17番 利光 直人君
18番 久保 博義君	19番 小野二三人君
20番 吉村 幸治君	21番 工藤 安雄君
22番 生野 征平君	23番 山村 博司君
24番 後藤 憲次君	25番 丹生 文雄君
26番 三重野精二君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君	書記 衛藤 哲雄君
書記 馬見塚量治君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	首藤 奉文君	副市長 ……………	清水 嘉彦君
教育長 ……………	清永 直孝君	総務部長 ……………	大久保眞一君
総務課長 ……………	工藤 浩二君	財政課長 ……………	長谷川澄男君
総合政策課長 ……………	島津 義信君	税務課長 ……………	飯倉 敏雄君
監査・選管事務局長 ………	佐藤 忠由君	会計管理者 ……………	米野 啓治君
産業建設部長 ……………	荻 孝良君	建設課長 ……………	佐藤 省一君
水道課長 ……………	目野 直文君	健康福祉事務所長 ………	立川 照夫君
健康増進課長 ……………	秋吉 敏雄君	保険課長 ……………	佐藤 和利君
環境商工観光部長 ………	吉野 宗男君	環境課長 ……………	溝口 博則君
挟間振興局長 ……………	後藤 巧君	庄内振興局長 ……………	川野 雄二君
湯布院振興局長 ……………	太田 光一君	教育次長 ……………	高田 英二君

午前10時00分開会

○議長（三重野精二君） 桜の便りも間近の季節を迎え、本日、平成21年第1回定例会開会に当たり、私より一言ごあいさつを申し上げます。

平成17年に新生由布市が誕生して早いものであと7カ月で一区切りの4年を迎えます。その4年目の由布市のまちづくりのかじを担う大事な年の予算や、さまざまなまちづくりのための議案を審議する大切な今議会は、さきの議会運営委員会でも審議の迅速さや市民の立場に立っての議案審議の議論がなされました。先般の3地域で実施されました議会報告会でも市政や議会に対する市民の要求は多種多様に及んでおりますことは、議員の各位が改めて認識をいたしたことと推察をいたします。

さて、世界的な100年に1度と言われる経済危機の真ただ中の今日、市民の行政に対する期待と欲求は多様でございますが、その行政も市民の皆さんへの行政サービスの存続を行うためにはどうしても歳入の財源不足が生じているようでございます。とりわけ基金の取り崩しや市債を20年度当初と比較して24%も増額しての苦しい財政事情は、さらに一段とその厳しさを増したような予算編成であったことがうかがい知れます。こんなときこそ市民と行政と議会が英知を結集してのまちづくりが必要と考えます。つまり思い切った行政改革を続行する中で、1本の木に例えれば伸ばす枝、剪定をする枝、取り除く枝を早く見極めて1本の木をバランスよく成長させる必要があります。そういった意味で今議会に提案されています議案は、その1本の木を成長させるためのバランスのよい木に成長すべく、それぞれが市民の負託にこたえるべく議論が必要であります。とりわけ今議会は提案や審議、採決が複雑で、追加議案も予定されているようでございます。議員各位にはさまざまな国の経済対策に対する支援政策が打ち出されて、各自治体が知恵を出しての経済対策が展開されようとしています。国においては審議の中で種々事情があるようでございますが、議論を重ねる中で迅速かつ十分な議論をよろしく願いをいたします。

また、執行部におかれましても、私どもが、さきの市民とのまちづくりトークなどの議会報告会で議論しましたが、ことのほか市民の経済事情は深刻なものがございます。市民ニーズに迅速に対応できる施策の支援をよろしく願い申し上げ、開会に当たりあいさつとさせていただきます。

なお、議長の日程報告は、配付の資料をごらんいただきたいと思います。

それでは、本定例会の開会に当たり、招集者であります市長よりあいさつをいただきます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。本日、ここに平成21年第1回定例会を招集いたしましたところ、公私ともに大変お忙しい中、全議員の御出席をいただきましてまことにありがとうございます。開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げますが、内容につきましては施政方針でも述べますので、ここでは簡単に申し上げます。

暦の上では立春とはいえ、朝夕はまだ寒さの残るきょうこのごろでございますが、議員各位におかれましては、12月定例会以降、議会報告会など精力的に議員活動に精励されておられますことに対して敬意を表するものでございます。

さて、本定例会は平成21年度一般会計予算を初め、議案39件、報告案件1件、承認案件1件など、いずれも重要な案件でございます。長期間にわたりますが慎重なる御審議をお願い申し上げ、また御協賛いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は25人です。

定足数に達していますので、ただいまから平成21年第1回由布市市議会定例会を開会します。執行部より市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、22番、生野征平君、23番、山村博司君の2名を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの21日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をお手元に資料と

して配付をいたしておりますのでお目通しをいただきたく、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、平成20年第4回定例会以降の諸般の報告を主なものについて申し上げます。

まず、昨年12月6日、湯布院公民館において、あらゆる人々の人権が尊重され、差別や偏見のない住みやすい社会を目指して「第4回由布市のちの循環を大切にす市民の集い」を開催いたしました。雪の舞い散る寒さとなりましたが、関係者を初め市民の皆さん、約200名の御参加をいただく中、人権意識の高揚を図ったところでございます。

次に、12月25日、由布市立図書館において、平成12年4月開館以来、貸出冊数が100万冊を突破したことにより、100万冊目を借りた挾間町の小学3年生、渡辺莉子さんに認定証や副賞などを贈り、「貸出100万冊突破」を記念したところでございます。今後とも多くの皆さんが利用する中で、多くの本を読んでもらいたと思います。

次に、今年に入りまして、1月1日付で監査委員・選挙管理委員会事務局の設置により人事異動を発令いたしました。

1月5日には、はさま未来館におきまして平成21年由布市新春祝賀互礼会を開催いたしました。議員の皆様のお出席を初めとして、各界を代表する約200名の皆さんの御出席をいただく中、今年1年の由布市のさらなる前進に向けて抱負を語り合う中、懇親を深めたところでございます。

次に、1月7日には、由布市学校給食センター新築工事の起工式が庄内町大龍の現地で行われ、出席をいたしました。本市における児童・生徒の学校給食共同調理場として、本年7月の完成を予定しており、工事期間中の安全をお願いしたところでございます。

次に、去る1月11日、はさま未来館におきまして、平成21年由布市成人式を開催いたしました。式には、今年度成人を迎えた410人のうち230人が出席し、20歳になった記念の日を祝いました。

私からは「自分で決めたことを最後まであきらめずにやり抜いてください」と激励し、新成人からは「人や社会と積極的にかかわる中で、信じた道をまっすぐ進んでいく覚悟です」と力強い誓いの言葉がありました。由布市の将来を担う新成人の皆さんの希望にあふれる姿がとても頼もしく思えた式でございました。

次に、1月15日、庄内町総合運動公園で、平成21年由布市消防団特別点検が行われ、点検者として出席をいたしました。当日は、早朝から消防団員643名、消防車両51台が集結し、日ごろの訓練の成果を遺憾なく発揮するとともに、これまで長年にわたる消防団活動に対する叙勲や褒賞の披露がされるとともに表彰が行われ、天候にも恵まれ、実にすばらしい特別点検とな

りました。

2月14日には、由布市生涯学習・社会教育振興大会が、はさま未来館で355名の関係者の皆さんの参加により開催されました。「よりよい未来、よりよい生涯学習社会を」の大会テーマのもと、基調講演を初め、各活動のグループの事例発表や大会スローガンが採択されたところがございます。社会教育も「教育」の一領域として、学校教育・家庭教育と手を携え、協働体制の中であすの社会を築いていきたいものがございます。

次に、2月19日から20日にかけて、三重野議長にも御参加をいただき、上京いたしまして湯布院厚生年金病院・保養ホームの存続・充実を求める要望活動を行ってまいりました。

厚生年金病院の公的病院としての存続を求める地元自治体・住民の要望として榊添厚生労働大臣を初め、社会保険庁長官や各政党に対して要望書の提出を行ってまいりました。

要望書は、県市長会・町村会、県市議会議長会・町村議長会を初め、地元から市長・議長を初め、湯布院町の各団体の代表者との連名で行いまして、内容は「地域医療の中心的担い手であり、日本のリハビリテーション医療にかけがえのない重要な役割を果たしている湯布院厚生年金病院と湯布院厚生年金保養ホームを公的施設として存続することを強く要望する」というものがございます。

国会におきましても超党派の議員で結成します「医療危機打開国会議員連盟」への要望も行いまして、同連盟の動きもございまして大詰めの重要局面を迎えていると言えます。

また、由布市自治委員会におきましても要望書の提出をいただくなど、今後とも地域ぐるみの取り組みを進め、存続と充実に向け強く要望してまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、特段の御支援をお願い申し上げます。

次に、由布市消防本部における平成20年の火災及び救急出動状況について御報告をいたします。

火災出動は、挟間18件、庄内10件、湯布院6件で合計34件でございまして、前年対比で3件の減少となっております。

次に、救急出動につきましては、挟間591件、庄内378件、湯布院584件、合計1,553件でございまして、前年対比で60件の減少となっております。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましてはございません。

なお、これ以外につきましては、配付しております資料をごらんいただきたいと思っております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わらせていただきます。

**○議長（三重野精二君）** 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成20年第4回定例会において採択されました請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） おはようございます。平成20年第4回定例会において採択されました請願及び陳情について、その後の処理経過及び処理結果をお手元にお配りさせていただいております資料に沿って説明、御報告いたします。

まず初めに、請願、受理番号9番、土石水流災害防止についてでございます。これは湯布院町の佛山寺の横の、通称寺山谷と言われる箇所での土石の流出による側溝の閉塞によって水があふれるといった件に関する請願でございますが、現在、補助事業採択の可能性について県の土木の方、また農政の方と調整中でございます。当面は、現在、その市道が埋塞するということで、その埋塞を軽減するための市道での措置について検討をいたしておりまして、早急に実施したいと考えております。

続きまして、受理番号10番、庄内町長野地区農道の市道編入にかかる請願についてでございます。この件につきましては、平成21年度に市道認定をいたします。道路台帳作成業務が必要ですので、平成21年度当初予算に計上させていただいております。

続きまして、受理番号12番、平成19年8月発生の土石流災害対策に伴う災害復旧工事（水路改修工事）の早期実施についてでございます。これは、平成19年8月の水害で上流から大量の土砂が流入し、河道を閉塞し、あふれたということでございますが、上流部につきましては、県の事業で砂防ダムと流路溝の一部が完成をしております。

それから、さきの金鱗湖に流入する区間につきましては、現在、水路断面の決定について大分土木と協議中でございます。これにつきましても大分土木との協議を早急に整え、事業実施に移りたいと考えております。

続きまして、受理番号15番、市道認定についての請願でございます。これは金鱗湖からちょうど別府湯布院線にかけての、ちょうど下ん湯というおふろのあるところからの道路ですが、これ委員会の方で一部採択という形になっております。この採択された区間につきましては、平成21年度に市道認定をいたします。そのための道路台帳作成業務にかかわる予算については平成21年度予算に計上させていただいております。

次に、受理番号16番、由布市立湯平小学校教員加配についての請願でございます。これ昨年同様、本年も1名加配いたします。平成21年度の当初予算に計上させていただいております。

続きまして、受理番号17、市道並柳線の道路改良整備に関する請願でございます。これにつきましては、現在、防衛省事業での実施に向けて調整をいたしております。

最後に、陳情、受理番号3番、政治倫理条例、職員倫理条例の制定を求める陳情、これは審査の結果が趣旨採択ということでございました。現在、由布市職員倫理規程及び口利き防止要綱、公益通報に関する要綱等が制定されておりますので、当面はこの運用で対応させていただいております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（三重野精二君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、医療広域連合議会の報告を受けます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員太田正美君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田 正美君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会由布市選出の議員であります太田正美です。平成21年の第1回定例会が開催されましたので報告いたします。議員の皆様にはお手元に資料があると思いますので簡単に説明いたします。

開会期日は、平成21年1月21日午前10時より、場所は、第2ソフィアプラザビル2階会議室であります。会期は1月21日、1日限り、議案は、第1号議案として平成20年度広域連合の一般会計補正予算（第2号）、続きまして、議案第2号平成20年度広域連合特別会計補正予算の第2号、議案3号平成21年度広域連合の一般会計予算、議案第4号平成21年度広域連合特別会計予算、議案第5号後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、議案第6号後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、以上6議案の上程が一括上程されまして、質疑、討論、採決と行われました。6議案とも賛成多数で可決されております。その後、一般質問が3人されております。あとは閉会中の継続審査についてと会議録署名議員の指名がありました。詳しいことは次の資料で書いておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三重野精二君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査及び同法第199条の規定による定期監査の結果について、代表監査委員より報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（佐藤 健治君） 代表監査委員、佐藤です。おはようございます。例月出納検査及び定期監査をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成20年12月及び平成21年1月の例月出納検査の結果を御報告いたします。

検査の対象は、会計管理者及び企業管理者の保管する月末の現金在高及び出納状況であります。

検査は、12月25日、1月26日、同29日に行いました。

結果につきましては、検査資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

水道課より、水道料金の未納対策のため、滞納者15名の給水停止の措置を2月12日に行うよう通知していることを報告を受けました。

また、湯布院スポーツセンターを初め、湯布院健康温泉館等6カ所において現金実査を行い、現地で確認をいたしました。いずれも適正に管理されておりました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定により、1月27日、28日の両日に定期監査を行いましたので、その結果を報告申し上げます。

監査の対象といたしましては、それぞれの担当する業務の執行状況及び職員の勤務状況について、湯布院振興局地域振興課を初め、14の部署から聴取いたしました。

結果といたしましては、使用料や負担金を徴収する課においては徴収率の向上に努めるよう求めました。また、職員の勤務状況について勤務簿等の確認を行いました。健康診断の取り扱いと職員の休暇の取り扱いについて相違する点が見受けられましたので、総務課より取り扱いについて統一するよう求めました。

以上であります。終わります。

○議長（三重野精二君） 例月出納検査及び定期監査の結果報告が終わりました。

次に、各委員会の閉会中の調査研修の結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長溝口泰章君。

○文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） おはようございます。文教厚生常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行いましたので、その結果を会議規則第103条の規定により報告します。

お手元に配付の資料、2ページをごらんください。本委員会は、平成21年2月9、10の2日間にわたり、広島県東広島市における和文化教育の取り組みについて視察研修を行ったのでその概要を御報告します。

視察研修対象地の対応は、教育委員会学校教育部、日程の方は、9、出発、10日、帰着ということになります。

3点目の視察研修の概要・資料収集結果について御報告に移ります。東広島市の概況は、昭和48年に広島大学の移転が西条市に決まって、2市2町が合併し、その後、平成17年に5町が加わり現在に至っております。人口は17万7,500、7万2,900世帯、面積635.3平方キロメートルということでございます。中心部の西条地区を中心に、灘や伏見に続く三大名醸地ございまして「広島杜氏」の里として知られ、伝統的に酒づくりが行われてきた土地でございます。

この和文化教育が浸透した背景には、多くの大学、あるいは研究機関が存在するこの市に「国際学術研究都市」としてのまちづくりを進めているところが背景としてございます。この「国際学術研究都市」を目指す中に和文化教育の背景が見えます。みずからがよって立つ文化を自己のうちに確立して初めて日本以外の国の人々との国際関係という異文化交流の中で、自分の考えを述べることができるようになるわけであります。東広島市が「国際学術研究都市」としてまちづくりを進めるためには日本文化、中でも「ふるさと」として東広島市の文化・伝統を身につけ、

郷土に誇りと愛を持つという必然性が発生し、その場が学校教育の中に求められたと推察される  
ところであります。

3点目の、3ページになりますが、和文化教育のスタートは、西条小学校で地域の伝統である  
酒づくりを教材にして、6年生がオペラ「白壁の街」という題目でございますが、を行うことに  
始まりました。その取り組みは28年間続いております。

4点目の和文化教育の具体的な取り組みに関しましては、このように小学校でオペラに取り組  
むというような教育が行われておりますが、この内容としましては教育基本法の改正にもありま  
すように、伝統文化の継承と新しい文化の創造に取り組む内容を持ちます新教育基本法が後から  
ついてくる、追従しているような形となっているところでございます。また、中学校では、西条  
中学で教育基本法改正前であります平成15年に、今度は酒づくりの伝統をモチーフにした組曲  
「西条」というものを創作し、4幕にわたる組曲を3年生全員が圧倒する迫力で演じております。  
1、2年生は3年生になって組曲を演じることを夢に、先輩の手伝い、あるいは練習見学などに  
励んでおり、積み重ねた精進の結果は大ホールで多くの市民を迎えて発表され、生徒たちは達成  
感に涙を流すと言います。一つのを創作していくことで、一人では味わうことのできない大  
きな達成感を体感でき、次の段階ではよりよいものをつくろうとする意欲を呼び起こしている  
ところです。そのためには児童・生徒は協力し合う自覚、そして我慢や忍耐を身につけるとい  
う大きな効果が生まれております。

5点目の和文化教育のこの領域でございますけれども、平成20年度から「一校一和文化学  
習」として、市内すべての幼・小・中の学校——52校でございます、で和文化教育に取り組み、  
その領域は生活文化、地域文化、伝統文化に広がっております。具体的には、生活文化、伝統文  
化、地域文化、そしてこれらを通じた和文文化すべてに大きな分野を用意しているところでござ  
います。また、子どもたちは市内に在住します外国人、4,200人程度でございますけれども、  
との交流を通じて和文化を紹介するとともに、外国の異文化や伝統の紹介を受けて交流を行いま  
す。具体的にはJICAや広島国際センター等がございます。そこの国際交流を実現し、異文  
化を肌で感じながら和文化を再自覚するという相乗効果を上げております。子どもたちは日本の  
文化を骨格に据えた主体性を持つ子どもとなり、国際感覚を備えた子どもたちが異文化との交流  
で郷土と祖国に対する誇りと愛、これを自覚し、さらに積み重ねるといふような教育構造が用意  
されております。

まとめとなりますが、学校教育の場だけでなく、地域の理解や支援を受けながら子どもたちに  
長い歴史の中で培われた地域の伝統や文化のすばらしさに触れさせてつくり出される新たな文化  
の価値に気づかせ、次代に文化を継承させていく自覚と伝統と誇りを持たせる。このことはみず  
からの生き方をしっかり考えるようになっていくことにつながります。そういう東広島市の教育

プログラムは説得力があり、視察を受けていただいた市の学校教育部職員、彼らには自信にみなぎった説明が行なわれておりました。由布市と比較して人口や産業構造、地勢等、地域特性では共通性が少ないものの、由布市にとりましてもAPUとの協力協定あるいは全国的に評価されている神楽の伝統など、周辺環境や文化などには類似点があります。由布市の教育委員会においても東広島市教育委員会と情報交換を図り、オペラや組曲を演じている小中学生を招く、あるいはこちらの由布市の小中学生を連れていくなどして、子どもたちはもちろんのこと、教育委員会や教職員ともどもカルチャーショックを味わうことを検討していただきたく思ったところでございます。

以上、東広島市の和文化教育は、由布市の教育プログラムにも参考するに値するものであることが本委員会の共通認識となったところです。

なお、細かな資料につきましては、私の手元でございますので興味をお持ちの方はお申し出ください。

以上、文教厚生常任委員会の視察研修報告を終わります。

**○議長（三重野精二君）** 次に、建設水道常任委員長利光直人君。

**○建設水道常任委員長（利光 直人君）** おはようございます。それでは、建設水道常任委員会から報告を申し上げます。

本常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行いましたので、その結果を下記のとおり、会議規則第103条の規定により御報告を申し上げます。

今回は、皆様のお手元にありますように愛媛県の伊予市に行つてまいりました。内容は都市計画について、2月の12、13、2日間にわたつて行つてまいりました。視察者はお手元にあるとおりでございます。

伊予市の概要、位置と統計データ、それから議会関係についても少し、皆さんの参考になればと思つて載せておりますので、この3番をごらんになっていただきたいと思つています。今回、議長の日野議長、それから副議長の久保議長から歓迎を受けまして、ごあいさついただきまして、その後に4番の研修内容に、都市計画課長、主幹から話を聞きました。主に6つの構想を、まちを分けて、それぞれに対してのゾーンを分けて、皆さんのお手元にあるような構想で今後いくつというふうなことが言われておりました。特に気付いたことは、大きな道路がこのまちの中に10本あるらしいんですけども、皆さんの下にありますように10路線のうちで1万6,410メートルが、現在36.5%、6,500メートルしか進んでいないのが現状と、それで早く整備したいというような状況で、特に由布市、挾間町におかれましても、景観室で、今後都市計画の見直しが予想されます。そういう関係からここに視察に行つてまいりました。この後に浄化槽の関係も後からお聞きいたしました。合併処理槽等について。

詳しい資料、また私のお手元にありますので、もし参考にしたい方は後でも言っていただけたらと思います。

以上で、建設水道常任委員会の報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、行財政改革特別委員長山村博司君。

○行財政改革特別委員長（山村 博司君） おはようございます。本委員会は会議規則第103条の規定により、下記のとおり研修をいたしましたので報告をいたします。

資料をごらんください。調査事件につきましては、1、類似団体における行財政改革の取り組みについて、2、類似団体における議会改革等についての取り組みについて、3、類似団体におけるまちづくりの取り組みについて、4、公共施設の管理体制について。調査研修の期間は、平成21年2月16日、17日の2日間です。調査研修地は、佐賀県武雄市、長崎県佐世保市です。調査研修参加者は、資料のとおり11名です。随行については、野上安一議会事務局長、相馬尊重行財政改革課長の2人です。

調査研修結果について報告をいたします。

概要、「元気な新・武雄市を市民と一緒に創る」をテーマに、「武雄市行政改革プラン」の取り組みやその成果についての研修を目的といたし、本委員会の研修は、見事に新進極まる全国最年少の39歳の「樋渡啓祐」市長のまちづくりの構想や行革に取り組むそのパワーに圧倒された感じでありました。

まず、その研修の成果を4つにまとめました。1点目は、武雄市の合併とその成果について、2点目は、武雄市の行財政改革プランについて、3点目は、そのプランの成果と経過について、4点目は、武雄市の行政運営について。具体的に一つ一つの説明は時間的に困難ではありますが、とりわけ4つの中で特に印象に残ったことを紹介をいたします。

1つ目の「武雄市の合併とその成果について」は、平成の大合併の平成18年3月に周辺の山内町と北方町の新設合併により、新武雄市が人口5万1,497人、世帯数1万6,081戸の、由布市を一回り大きくした、佐賀県の西南部に位置をしております。新設合併とはいえ、市としての基盤が確立されている中で、2つの自治体が武雄市のまちづくりを基軸に構成されていることでありました。

2つ目の「武雄市行革プラン」については、まず、そのプランそのものが行政的でなく、市民の視点で作成していることや、その推進の目標を市民が市政に積極的に参加するスタイル、いわゆる市民との協働を全面的に出し、市民が市政に満足度の向上などに力を入れることでありました。この行革プランそのものが市長のまちづくりの基軸にしていることを痛感いたしました。

3つ目の「そのプランの成果と経過」については、まず市長自身が総務省出身で、年齢的に全国一若い市長だけに積極的に市政に取り組んでいることは理解できましたが、行革プランを市が

進める中で市民や市役所の職員からの反発は相当あるとのことでありましたが、その反発の意見は十分な話し合いの中で「悪かったらやめる」、よかったらどんどん「進める」との発想のことで、常に前向きに議論を繰り返していることであります。

4つ目の行政運営についてであります。とりわけ印象に残りました。市長みずからが我々の視察に対応していただき、懇切丁寧な説明をいただきました。まず、由布市の視察の受け入れはどうか、比較しざるを得なかったわけであり。行政運営の中で一例を紹介いたしますと、職員採用に新卒の公務員学校卒の職員に若干戸惑いを感じているとのことから——余りにも優秀過ぎて、職員採用を社会人経験者の30代後半から40代前半の社会人枠の採用を行い、新卒者との混生する市役所の体制であることが市民にとってプラスになるとの考えであります。このことが印象に残った一つであります。さらに、行革効果により発生した財源は、はっきりとその分に充当しますと市民に公表するなど「メリハリ」のある行政運営を遂行していることも出席委員全員が感動したことであります。

以上、研修項目の特に印象に残った4項目を説明いたしました。その概要について報告します。

関連する資料や具体的な内容については、参加委員及び私、もしくは事務局に保管していますのでお尋ねをいただければ幸いです。

以上で、行財政改革特別委員会の調査の結果を報告申し上げます。

○議長（三重野精二君） 以上で、各委員会の閉会中の調査研修報告を終わります。

次に、去る2月3日、5日及び6日に開会をいたしました議会報告会の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

○議会運営委員長（久保 博義君） 皆さん、おはようございます。それでは、議会運営委員会より、さきに開催いたしました議会報告会の中間の報告をさせていただきます。報告書は配付いたしておりませんので、口頭で失礼させていただきます。

当委員会は、現時点では各会場の班長から提出いただいております顛末書及びダイジェスト版、また各会場でいただきました、市民からいただきましたアンケートを総合的に取りまとめている段階でございます。このため今回の報告は各会場の実施状況のみの報告とさせていただきますと思います。

報告会は、ごらんとおり3会場で実施いたしました。第1日目が挾間会場です。開催場所はさま未来館、開催日時が2月3日19時より、参加者は55名でございました。前回は80名でしたので25名の減となっております。アンケートの提出者が7件でございました。

2日目が湯布院会場で実施いたしました。開催場所は健康温泉館でございます。開催日時が2月5日19時よりでございます。参加者は83名で、前回は120名でしたので37名の減で

す。アンケートの提出者数が9件でございました。

それから、3日目でございますが庄内会場です。開催場所は庄内庁舎会議室、開催日時が2月6日19時より、参加者が52名で、前回は75名でしたので23名の減です。アンケート者数が4件でございました。

参加者は、まとめますと3会場の合計が190名でした。前回は275名で、比較しますと85名の大幅な減となっております。この原因はいろいろとかがみませんが、今後の議会報告会の方向を大きく左右するものと思われまます。

また、各会場で数多くの質疑やトーク時の意見が出されました。一例を挙げますと、特に市民は庁舎の問題について大変関心があり、各会場でも議員としての意見を求められました。しかし、議員の申し合せ事項で議員個人としての意見は発言しないことになっておりましたので、市民からの苦情、反発を受けたところでございます。その他、数多くの意見や問題点につきましては、早急に取りまとめ、議会、また全員協議会等で最新の報告をいたしたいと思っております。

今後の課題として、この報告をもとに議員全員による議会報告会のあり方についての検証や論議をする会が必要と思っておりますので、後日お願いいたしたいと思っております。

なお、この報告会には議員の欠席者もなく、全議員の参加をいただきましたことにお礼を申し上げます。

以上で、報告を終わります。

○議長（三重野精二君） 以上で、議会運営委員長久保博義君の議会報告会の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 市長の施政方針

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、市長の施政方針を受けます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 本日ここに、平成21年第1回由布市議会定例会が開会され、本市の行政財政運営のかなめとなります多くの議案を御審議いただくに当たりまして、平成21年度の市政に対する所信を述べ、市議会を初め、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと考えております。

初めに、本市を取り巻く経済情勢について申し上げます。

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機は、世界の金融資本市場の危機となりまして、100年に1度と言われる世界的経済危機と発展をしております。

国内におきましても、世界的な景気後退と相まって、外需面に加え、国内需要も停滞をし、景気は歯どめのない下降局面となっております。また、雇用情勢も急速に悪化の一途をたどっており、内定取り消しや派遣社員の大量解雇が社会的問題となっているところでございます。現在、国においては、これらの対策として大型の補正予算を編成するなど検討されておりますが、国会審議は素早い対応となっていないのが現状でございます。

また、由布市におきましても、昨年末より緊急雇用相談窓口を設置し、対応を行うなどさまざまな方面に影響が出ておりますが、とりわけ湯布院地域の観光客数は、昨年末より激減しております。

そうした中、国の平成21年度予算編成の基本方針は、世界の金融資本市場は100年に1度と言われる危機に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させているとして、国民生活と日本経済を守る観点から、当面は「景気対策」、中期的には「財政再建」、中長期的には「改革による経済成長」という3段階で経済政策を進める。また、生活者の暮らしの安心、金融・経済の安定強化。地方の底力の発揮の3つの重点分野に対する支援を行うとともに、内需主導の持続的成長が可能となるよう経済の体質を転換し、日本経済の底力を発揮させる。こうした観点から「生活対策」を速やかに実施するとともに、平成21年度予算編成においては、「金融・世界経済に関する首脳会合」の成果も踏まえ、世界の経済金融情勢の変化に対応しつつ、切れ目のない連続的な施策実行を図るとしております。

一方、県ではこの5年間の行財政改革プランの取り組みが着実に成果を上げてきたものの、国の三位一体改革の影響が依然大きく、改革効果も減殺されるとして、新たに行財政改革の目標を設定するとともに、当初予算編成に当たっては、財政健全化に意を払いつつ、県政推進指針に基づき、県民ニーズや時代の流れを的確にとらえた医療・福祉のセーフティネットの再構築、危機管理への対応、低炭素社会の構築や大分県教育再生などの施策テーマに取り組むとしております。

由布市におきましては、合併当時の危機的財政状況は脱したものの、依然として厳しい状況にあります。国からの税源移譲により市税は増加したものの、依存財源である地方交付税や臨時財政対策債が大幅に減額されております。したがって、由布市行財政改革大綱の基本理念であります「将来にわたり行財政サービスを安定的に供給し、住民ニーズにこたえ得る市政を目指す」を基本に、3年目を迎えた行財政改革実施計画に基づきまして、事業の実施に当たっては、必要性、効率性、有効性を十分考慮し、徹底した歳出削減に努めるとともに、基本的にこれまで調査検討を行ってきました給食センター新築事業や由布川幼稚園改築事業等の継続事業を中心とした予算編成を行ったところでございます。

また、国の景気対策として地域活性化・生活対策臨時交付金事業は制度上補正予算として措置しておりますが、繰越措置を行うこととなり、新年度予算の中で措置すべきと考えていた事業を含めて補正対応をいたした事業もございます。

さらに、本年度は選挙の年でございますが、現下の景気後退の中で最大の景気対策は通年予算編成にあると考えております。国・県と連動した切れ目のない予算執行が必要と考えまして編成をいたしましたので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

それでは、新年度における施策につきまして、由布市総合計画の7つの基本方針に沿って、順

次主なものについて申し上げます。

まず、人や文化をはぐくむまちづくりでございますが、人を思いやる温かい心、豊かな感性や創造力、さらに個性的な人づくりを目指して、その環境づくりに努めてまいります。

まず、生涯学習の推進に向けて、お互いの健康や触れ合いを目的に開催されておりましたゆふいんSPA健康マラソン大会を、本年は開催場所を変えて実施されることとなり支援をいたします。

また、去年は国体開催に伴い、歓迎する意味合いで花いっぱい運動を進めてまいりましたが、国体終了後も花を植える優しい心を育てることを目的に、本年も由布市全域に花いっぱい運動を進めてまいります。

学校教育施設の整備といたしまして、合併時より懸案でございました給食センター新築事業でございますが、本年9月供用開始を目指して進めておりまして、最新の設備を兼ね備え、安全で衛生的な給食を児童・生徒に供給してまいります。

由布川幼稚園は老朽化と2年保育のためには手狭なため、また、子育て支援策として改築の検討を行ってまいりましたが、本年度より事業実施を行い、環境が整った中で幼稚園教育を進めてまいりたいと思います。

連携型中・高一貫教育推進事業として、新たに英語、数学の指導主事並びに教員を配置し、本市生徒の学力向上に努めます。その他湯布院スポーツセンター第2球技場の整備や各公民館施設の使用料の改正も行い、青少年の健全育成に努めてまいります。

次に、自然環境を保全しながらも生かすまちづくりでございます。

地域環境時代に調和した環境づくりを目指し、環境型社会の推進策としてごみ分別の徹底・地球温暖化対策の推進を図り、自然環境の保全に努めてまいります。

次に、だれもが安らげる仕組みのまちづくりでございますが、高齢化社会の中、すべての人々が自立しつつ、お互いに支え合い、ともに充実した人生が送れる社会、「人と人」が共生し、人間らしく暮らしていける社会、生きる喜びの実感できる社会の実現を図っていくことが、現世代、私たちの責務であると痛感いたしております。こうした将来あるべき姿をしっかりと認識した上で、本市の「人に優しい福祉のまち」づくりを展開したいと考えております。

児童福祉についてでございますが、子育て支援策として、子育て応援をしてほしい12歳以下の子どものいる方と、子育て応援をしたい方が助け合う組織として、ファミリーサポート子育て応援登録制について調査研究を進めてまいります。

保育所における障がい児保育につきましても、これまでどおり支援をしてまいります。さらに、県下で最も低い保護者負担金も維持してまいります。

また、懸案でありました湯布院地区に建設する計画の福祉センター建設に伴う概算設計費を計

上いたしております。

高齢者福祉につきましては、平成20年度作成の高齢者保健福祉計画に沿って、福祉施策の充実に努めてまいります。

次に、住む人も訪れる人もいやされるまちづくりでございますが、景気後退の影響を受け、観光客数は減少しております。定額給付金事業に関連づけての対策はできないものか検討をしております。

また、本年4月には第1回の由布市全国神楽大会が開催されますので、関係機関、団体と連携を図りながら観光客の誘致に取り組んでまいりたいと思います。

次に、快適で効率的な暮らしが実感できるまちづくりでございますが、道路整備につきましては、市道向原別府線・小野屋一木線・六所線津江橋改良事業ほか継続事業を中心に進めてまいります。

また、都市計画区域の再検討、景観法に基づく景観計画の策定、屋外広告物条例に基づく違反広告物の撤去も取り組みを強化してまいります。

次に、消防行政についてでございますが、消防団の充実強化により地域防災力の向上に努め、市民の安心・安全の確保に努めなければなりません。過疎地域の団員確保が困難になっているとともに、サラリーマン消防団員の増加によりまして昼間の消防力の低下が懸念されております。したがって、機能別消防団組織を編成したいと考えております。

次に、産業振興により実現する実りあるまちづくりでございますが、本市の農業は過疎化や高齢化の進行、農産物価格の低迷により衰退をしている現状であります。農業は農業生産のみならず、農地の多面的機能を大事にしなければなりません。私は、湯布院の観光と農業を結びたいと強く願っておりました。これまで調査検討を行ってまいりましたが、いまだ具体化できない状況にあります。これからもその具体化に向けて大学等と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、市民とともに誇れるまちづくりでございますが、このまちで暮らし、まちづくりに参加し、住んでよかったと実感できる誇りの持てるまちを市民と行政と協働で築いていくまちづくりのために、本年も由布コミュニティー（地域の底力）再生事業を進めてまいります。

また、平成23年7月より完全移行となります地上デジタル放送の対応に万全を期すため、難視聴地区を対象に地上デジタル放送への移行をできるよう支援をしております。

さらに、地域情報化に向けた取り組みとしてブロードバンド・ゼロ地域解消の一環として、施設整備を行う民間通信事業者に支援を行うこととしていますが、本年は庄内阿蘇野、直野内山地区を対象としております。

次に、歳入面についてでございますが、財政の健全化には自主財源の確保が欠かせません。中でも市税の徴収率は、県内市町の平均は92.4%でございますが、由布市の昨年度の徴収率は

89.5%と低い状況にあります。これまでも種々検討して改善はしてまいりましたが、自主財源の確保や税の公平性の観点から早期に改善しなければならないと考え、21年度より任期付職員制度を利用し、専門的職員による徴収業務と関係職員への実地指導を願うなど徴収体制の強化を図ってまいります。

最後になりましたが、昨年職員の不幸事が発生し、市民の皆さんに大変御迷惑をおかけした反省に立ち、職員研修に努めてまいります。

また、本庁舎方式に向けての取り組みでございますが、諮問以来、各審議会におきまして、毎月熱心な御審議をいただいております。また、外部有識者で組織している庁舎方式検討委員会は、これまで3回の検討を行っております。

さらに、昨年末に実施いたしました由布市本庁舎方式に関するアンケートは、現在解析中であります。これらの検討結果を参考にし、市長として慎重に検討させていただき、方針を示してまいりたいと考えております。

以上、平成21年度施政方針の一端を述べ、議員各位を初め、市民の皆さんの御理解と御協力を心からお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は11時15分とします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第5. 請願・陳情について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○議会事務局長（野上 安一君） 21年第1回由布市定例会請願文書を朗読いたします。請願者及び紹介議員の敬称は省略をさせていただきます。

受理番号1、受理年月日、21年1月21日、件名、庄内中学校通学道路の新設にかかる請願書、請願者住所、氏名、由布市庄内町柿原〇〇番地、由布市立庄内中学校PTA会長江戸高善、ほか4名、紹介議員、山村博司、佐藤人巳、生野征平、新井一徳、藤柴厚才、佐藤友信、佐藤郁夫。

受理番号2、受理年月日、平成21年2月5日、市道認定について請願書、請願者住所、氏名、由布市湯布院町川上〇〇〇番地、並若区長・並柳自治委員小野敏雄、紹介議員、溝口泰章。

受理番号3、受理年月日、21年2月16日、湯布院中学校近接農道の市道認定に関する請願のお願い、請願者住所、氏名、由布市湯布院町川北〇〇〇番地〇〇、石武自治委員衛藤縣、ほか4名、紹介議員、佐藤正。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいまの請願受理番号1から受理番号3の3件については、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をします。

---

日程第6. 報告第1号

日程第7. 承認第1号

日程第8. 議案第1号

日程第9. 議案第3号

日程第10. 議案第4号

日程第11. 議案第5号

日程第12. 議案第6号

日程第13. 議案第7号

日程第14. 議案第8号

日程第15. 議案第9号

日程第16. 議案第10号

日程第17. 議案第11号

日程第18. 議案第12号

日程第19. 議案第13号

日程第20. 議案第14号

日程第21. 議案第15号

日程第22. 議案第16号

日程第23. 議案第17号

日程第24. 議案第18号

日程第25. 議案第19号

日程第26. 議案第20号

日程第27. 議案第21号

日程第28. 議案第22号

日程第29. 議案第23号

日程第30. 議案第24号

日程第31. 議案第25号

日程第32. 議案第26号

日程第33. 議案第27号

日程第34. 議案第28号

日程第35. 議案第29号

日程第36. 議案第30号

日程第37. 議案第31号

日程第38. 議案第32号

日程第39. 議案第33号

日程第40. 議案第34号

日程第41. 議案第35号

日程第42. 議案第36号

日程第43. 議案第37号

日程第44. 議案第38号

日程第45. 議案第39号

日程第46. 議案第40号

○議長（三重野精二君） 次に、本定例会に提出されました日程第6、報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出についてから、日程第46、議案第40号平成21年度由布市水道事業会計予算についてまでの41件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告1件、専決処分の承認1件、財産の取得となります物品購入1件、条例の制定2件、条例の廃止が1件、条例の一部改正が14件、他市との事務委託の協議2件、補正予算9件、21年度当初予算が10件、あわせて41件でございます。

それでは、提案理由を順次御説明申し上げます。

最初に、報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

本年2月4日に由布市土地開発公社の理事会が開催され、公社所有の湯布院町南由布駅前用地について、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業による、ふれあい広場用地として売却すること

が議決され、理事長より事業計画等の変更申請があり承認いたしましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

次に、承認第1号平成20年度由布市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

今回の補正は、大竜井路土地改良区が総会制から総代会制に移行したことに伴い、土地改良法施行令第5条の規定により、本年1月9日に大竜井路土地改良区から総代選挙の選挙事務の管理依頼を受け、3月3日の執行であることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

次に、議案第1号由布市学校給食センター物品購入について御説明を申し上げます。

新給食センターにつきましては、本年9月の供用開始を目指して現在建設中でございますが、今回の物品購入はその施設内で使用いたします機材70品目について、2月13日に指名競争入札を執行した結果、株式会社中西製作所大分営業所が消費税を含めまして2億4,150万円で落札し、2月17日付で仮契約を締結いたしました。

つきましては、物品購入の本契約を締結いたしたく、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

任期付職員制度は、公務の能率的運営を確保するために専門的な知識経験を有する者を、期間を限って専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させるものでございます。

今回、導入するに当たり、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

次に、議案第4号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

由布市の一般職の職員の勤務時間、休暇等の勤務条件につきましては、国家公務員制度に準拠しており、今回の改正は、平成20年8月の人事院勧告を受けて国が本年4月から実施する改定と同様に勤務時間を改めるもので、関連する2つの条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号由布市営国民宿舎条例の廃止について御説明を申し上げます。

国民宿舎由布山荘は、湯布院町が昭和34年に国民保養温泉地の指定を受け、保養温泉地観光を推進する目的で、昭和38年に建設され、これまで湯布院観光の発展とともにその目的を十分に発揮してきたところでございます。

かつては全国の公営国民宿舎の中で稼働率が2位になるなど、多くの観光客に利用していただきましたが、近年は施設の老朽化と民間の宿泊施設が多く整備されたことや観光客ニーズの多様

化などにより、利用者の減少傾向が続いている状況でございます。

このような中、本年3月末で指定管理の協定期間が終了することや施設の改修には多額の投資を要すること、また、所期の目的は達成したとの判断から本年度末をもって国民宿舎としては廃止するものでございます。

次に、議案第6号由布市個人情報保護条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成21年4月1日から施行される統計法の全部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号由布市監査委員条例の一部改正について御説明を申し上げます。

現在、決算及び書類の審査等については、60日以内に意見をつけて市長に回付しなければならないことになっておりますが、今後、不測の事態が発生した場合には、その期間を延長することができるように条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

由布市職員の給与に関する条例第13条に規定します通勤手当につきまして、通勤のため自動車その他の交通の用具を使用する職員で、自動車等の使用距離が片道1キロメートルを増すごとに現行800円に50円加算して850円とすること及び限度額を3万3,150円に引き上げるものでございます。

理由といたしまして、通勤手当につきましては合併時に決定しておりまして、合併後3年が経過したため、県内の他市との均衡を図るため、今回見直しを行ったところでございます。

次に、議案第9号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、屋外広告物法に係る事務の一部を県から市へ権限移譲することについて協議が整い、大分県の事務処理の特例に関する条例の改正が行われ、屋外広告物の表示等の許可手数料収入が由布市に発生するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第10号由布市財政調整基金条例の一部改正について御説明を申し上げます。

現在、条例には決算剰余金のうち2分の1を下回らない額を財政調整基金に積み立てする規定がないことから、今回の条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号由布市民運動場条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、青少年がスポーツ施設をより利用しやすくし、スポーツを通して青少年の健全育成を図るため、新たに施設使用料に高校生以下枠を設けることと、湯平五本松グラウンドの地権者との賃貸契約が本年3月末で終了し、契約を継続しないため、市民運動場の名称及び位置から、由布市湯平五本松グラウンドを削除するものでございます。

次に、議案第12号由布市体育センター条例の一部改正及び議案第13号由布市B&G海洋センター条例の一部改正につきましては、議案第11号と同様に新たに施設使用料に高校生以下枠

を設けるものでございます。

次に、議案第14号由布市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成21年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、道路法施行令の一部を改正する政令が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第15号と同じく、道路法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号由布市市営住宅条例の一部改正及び議案第18号由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、両条例とも公営住宅等における暴力団排除について、国土交通省より基本方針が示されたことを踏まえ、入居者の生活の安全と平穏を確保するため、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第19号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、団員の減少やサラリーマン団員の増加で平日昼間帯の消防力低下が危惧されていることから、活動を限定して参加する機能別消防団員制度を導入し、昼間の消防力の確保及び災害時の消防団活動支援態勢の確立のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第20号及び議案第21号の証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議につきましては、同一の内容でありますので一括して御説明を申し上げます。

今回は、大分市などの6市町間で相互に事務委託を行っております「おおいた広域窓口サービス」について、本年7月1日から、宇佐市、国東市とも相互に事務委託を行おうとするものであり、地方自治法第252条の14第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、補正予算について御説明を申し上げます。

議案第22号平成20年度由布市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,569万6,000円を減額し、予算総額152億5,461万9,000円にお願いするものでございます。

主な内容といたしまして、国の第2次補正予算に伴う「定額給付金」、「子育て応援特別手

当」の事務費分、市内4施設の認知症高齢者グループホームのスプリンクラー設備整備費用である地域介護・福祉空間整備等補助金などを追加計上いたしております。

また、残すところ1カ月余りになり、歳入歳出決算見込み額の精査を行い、予算の調整をさせていただいております。事業費等の確定により過不足が生じます国庫補助金、県支出金、市債等について調整いたしております。

次に、議案第23号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億3,776万2,000円を減額し、予算総額を40億5,684万2,000円にお願いするものでございます。

内訳といたしましては、高額医療費共同事業拠出金や保険基盤安定負担金などの額の確定並びに療養諸費の支出見込みに対する補正が主なものでございます。

次に、議案第24号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ1,229万7,000円を減額し、予算総額を3億8,692万円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なもので、歳入につきましては、その財源として一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金を計上しております。

次に、議案第25号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,087万5,000円を追加し、予算総額を30億8,338万9,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、介護サービス諸費の支出額の増でございます。

歳入につきましては、それらの財源としまして国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金の増額が主なものでございます。

次に、議案第26号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,063万7,000円を減額し、予算総額を3億3,727万7,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、事業費等の確定による調整が主なものでございます。

歳入の主なものといたしましては、基金繰入金の減額と県道改良事業に伴います県からの補償費の増額でございます。

次に、議案第27号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につい

て御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ556万8,000円を減額し、予算総額を1億1,107万2,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしまして、東長宝地区不明水調査に関連する委託費の減額でございます。

歳入につきましては、事業の確定に伴います財源調整でございます。

次に、議案第28号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、予算総額を1,448万6,000円にお願いするものでございます。

内容といたしましては、公共下水道基金の利子を積み立てるものでございます。

次に、議案第29号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ85万1,000円を減額し、予算総額を1億4,749万7,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容につきましては、施設管理費の減額でございます。

歳入につきましては、入浴料や施設使用料の減額でございます。

次に、議案第30号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的及び資本的予算での決算見込みによる減額が主なものであります。主なものといたしまして、収益的予算の給水収益の減額、歳出につきましては、委託料の入札減による減額でございます。

続きまして、新年度の当初予算について順次御説明を申し上げます。

議案第31号平成21年度由布市一般会計当初予算につきましては、予算総額は148億6,020万円となり、前年度当初予算と比較しますと1億6,535万8,000円、率にいたしまして1.1%の微増となっております。

施政方針でも申し上げましたが、総合計画及び行財政改革を念頭に置きながら、厳しい財政状況の中、事業の必要性・効率性・有効性・費用対効果等を十分に考慮し、予算を編成いたしましたところであります。

まず、歳入では、景気悪化の影響で主要財源であります市税の見込みにつきましては、由布市内には大規模な企業がないことから、税収への大幅な影響はないとの見込みから、小幅な減となっております。

普通交付税につきましては、生活防衛のための緊急対策に基づき、別枠で増額されることから、

前年度よりも増としたところがございます。

市債につきましては、給食センター建設に係る事業費が前年度より膨らんだため、増となっております。

次に、歳出でございますが、主な新規事業といたしましては、地上デジタル放送に対応するための共聴施設整備事業補助金、福祉センター建設に伴う概算設計委託料、市営住宅大規模改修事業、新型インフルエンザの感染症予防対策事業、由布川幼稚園改築工事、学校給食配送業務委託などを計上いたしております。

次に、議案第32号平成21年度由布市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成21年度の歳入歳出の予算総額は40億177万3,000円、対前年度当初予算比4.1%の減額となっております。これは、平成20年度の医療制度改革による実績見込みを勘案して減となっております。

次に、議案33号平成20年度由布市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算総額は、3,110万8,000円、対前年度当初予算比93.0%の減となっております。これは、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、老人保健制度による老人保健特別会計予算としては、いずれも医療費精算に伴うものであり、大幅な減となっております。

次に、議案第34号平成21年度由布市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算総額は、3億7,473万7,000円、対前年度当初予算比6.1%の減額となっております。これは、75歳以上の方及び一定の障がいのある65歳以上の方を対象に昨年度から制度化された特別会計でありまして、新年度も保険料の軽減措置が継続されることによる減でございます。

次に、議案第35号平成21年度由布市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成21年度歳入歳出予算総額は、32億1,602万7,000円、対前年度当初予算比8.2%の増額となっております。内容につきましては、主に給付費の増によるものでございます。今後とも第4期事業計画に基づき、円滑かつ適正な介護保険サービスの提供及び保険運営を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第36号平成21年度由布市簡易水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算総額は、2億6,182万5,000円、対前年度当初予算比7.3%の増額となっております。予算総額が増額となりましたのは、主に起債の繰り上げ償還

によるものでございます。

次に、議案第37号平成21年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算総額は、1億1,919万5,000円、対前年度当初予算比0.2%の減額となっております。これは、主に起債の償還額の減によるものでございます。

次に、議案第38号平成21年度由布市公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算総額は、1,171万8,000円、対前年度当初予算比17.8%の減額となっております。これは、主に公債費の償還金の減少によるものでございます。

次に、議案第39号平成21年度由布市健康温泉館事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

平成21年度の歳入歳出予算総額は、1億4,188万7,000円、対前年度当初予算比4.1%の増額となっております。これは、主に職員給を新たに計上したことによるものでございます。

議案第40号平成21年度由布市水道事業会計予算について、御説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、給水戸数8,580戸、年間総給水量327万9,000立方メートルを予定しております。1日平均給水量8,984立方メートルとし、収益的収入及び支出をそれぞれ4億9,865万5,000円とするものでございます。

収益的予算では、給水収益の減により、対前年比10%の減となっております。

また、資本的支出では、湯布院の上水道紫外線設備設置工事等の請負工事費の1億7,349万1,000円、企業債償還金1億3,810万5,000円が主なもので、収入額が支出額に対して不足する3億2,051万7,000円は、減債積立金2,000万円、過年度分損益勘定留保資金3億51万7,000円で補てんするものでございます。

以上で、私からの提案理由の御説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、担当部長、課長から御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御協賛いただきますようお願いいたします。

なお、今議会の会期中に国の第2次補正予算に関連する法案に伴う基金条例の制定、一般会計及び介護保険特別会計の補正予算並びに職員給与に関する条例の一部改正等の議案を追加提案させていただく予定にしておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。

まず、日程第6、報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について、詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 総合政策課長でございます。報告第1号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画の変更を説明する書類の提出について、詳細説明を行います。

1ページ目をごらんください2月4日、公社理事会が開催され、2ページに記載をしております公社所有の湯布院町南由布駅前用地3筆、2,460平方メートルについて、特定防衛施設整備調整交付金事業により、駅前広場として整備する旨の市の買い取り申し出を受け、3,886万8,000円で売却処分することが決定されました。

4ページは、これを受けての事業計画の変更でございます。

5ページには、補正予算を記載をしておりますが、この処分に伴う補正とあわせまして、現在下湯平の公社所有地の一部を国土交通省の情報ボックス埋設工事の施行業者に資材置き場等に使用するため、貸し付けをしております。その使用料として25万1,000円を附帯事業収益として計上いたしております。

以下は、補正予算の説明書と資金計画の変更を記載をしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「平成20年度由布市一般会計補正予算（第4号）」について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることにつきまして、詳細説明をさせていただきます。

今回の補正でございますが、大竜井路の土地改良区、これまで総会制でございましたが、総代会制に移行したということで、選挙事務の管理依頼を受けまして、選挙の執行日が3月3日ということもあります。それから、この予算につきましては、歳出の目は当然のことながら新設でもありますし、予備費等で充用というようなことも考えられませんので、今回専決処分をお願いをしたところでございます。

これに伴いまして、一般会計の補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ24万6,000円追加し、総額を155億5,031万5,000円と定めるものでございます。

5ページと6ページに歳入と歳出の事項別明細を載せております。6ページのほうを先に御説明いたしますと、選挙にかかわるもろもろの経費ということで、これにかかわる歳入につきましては、雑入ということで全額土地改良区から受け入れることになっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、議案第1号由布市学校給食センター物品購入について、

詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育次長でございます。それでは、議案第1号由布市学校給食センター物品購入についての詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、9月から供用開始を予定してまず給食センター内で使用いたします冷蔵庫や器具、消毒保管庫等、給食調理に必要な物品70品目について購入するものでございまして、去る2月13日に8社の指名競争入札によって結果、株式会社中西製作所大分営業所が2億4,150万円で落札して、2月17日付で仮契約を結んだ分でございます。

資料としましては、仮契約書と最終ページに物品の一覧表を載せてございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、議案第3号由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について詳細説明を求めます。総務部長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。議案第3号由布市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

次のページの条例案をごらんいただきたいと思います。平成14年5月に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定をされました。このことによりまして、地方公共団体が条例を定めることによりまして、任期を定めて職員を採用することができるというものでございます。

内容につきましては、専門的な知識、経験を有する者を期限5年でございますが、限って従事をさせることができるというものでございます。

今回の条例制定によりましての採用計画でございますが、収納課におきます徴税業務、あるいは職員に対する指導業務等の専門的な知識と経験を有するものを、想定をいたしております。

施行につきましては、本年4月1日から施行をするようにいたしております。

条文につきましては、高度な専門的な知識を持つ職員と、現在雇用しております一時的な期間に雇用する職員等がございまして、今回想定いたしておりますのは、第2条第2項1号に規定をしております専門的な知識、経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、当該専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事させることが適任であると認められる職員を、部内で確保することが、一定の期間困難であるという場合に該当するというところで想定をいたしております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第4号一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。それでは、議案第4号一般職の職員の給与

に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、説明申し上げます。

次の改正案をごらんいただきたいと思います。国家公務員の勤務時間が、1週間当たり40時間が38時間45分と、1日当たり15分の短縮されたわけでございまして、今年の4月1日から施行されることに伴いまして、由布市職員においても1週間当たり38時間45分に改正をするものでありまして、関係条例が2本あります。

1つは、由布市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。もう一つは、由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、いずれも1日当たり15分の勤務時間の短縮に係る条例の改正でございます。

施行は、本年4月1日からとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第11、議案第5号由布市営国民宿舎条例の廃止について、詳細説明を求めます。環境商工観光部長。

○環境商工観光部長（吉野 宗男君） それでは、議案第5号由布市営国民宿舎条例の廃止について、御説明を申し上げます。

本条例は、宿泊に関する業務等を平成17年4月1日より指定管理者制度を導入して民間委託を行い、設置目的であります市民及び訪れる観光客のレクリエーションや安全で安心して泊まれる宿として今日までサービスの提供を行ってまいりました。

しかし、この施設も昭和38年に建設され、ことしで46年目を迎える中で老朽化が進んでいること、大規模改修等の時期に来ていること、また、以降多くの民間の宿泊施設が建設されておりまして、初期の目的は達成したものと思われまことに、今回平成21年3月31日をもって指定管理期限が切れますので、今後のリスクを考察し、宿泊業務を廃止するために、本条例を廃止するものであります。

以上、簡単でありますけれども、詳細説明とさせていただきます。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第12、議案第6号由布市個人情報保護条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。議案第6号由布市個人情報保護条例の一部

改正について、御説明を申し上げます。

法律上でございます提案理由を書いておりますが、統計法がこのほど全部改正をされました。そのことに伴いまして、本年4月からそれが施行されます。由布市個人情報保護条例において、個人情報の適用除外を定めたものでございまして、その法律改正、全部改正による条例の条項が変わりましたので、その入れかえとなっております。

施行は4月1日からとなっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第7号由布市監査委員条例の一部改正について、詳細説明を求めます。監査事務局長。

○監査・選管事務局長（佐藤 忠由君） 監査委員選挙管理委員会事務局長をします佐藤と申し上げます。よろしく申し上げます。

議案第7号由布市監査委員条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

次のページと新旧対照表をあわせてごらんをください。新旧対照表の第6条見出しでございますが、決算及び書類の審査等についての下段3行目になりますけれども、書類が審査に付されたときには、60日以内に意見を付して市長に開示しなければならないとなっておりますけれども、今回不測の事態等が発生した場合については、右の改正案のアンダーラインで示しておりますように、ただし審査が60日以内に完了する見通しがない場合は、その旨を市長に通知し、期日を延長することができるただし書きを加えることの改正をするものでございます。

なお、この条例につきましても、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議員（2番 高橋 義孝君） 議長。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 済いません、ちょっと御提案なんですけれども、詳細説明の説明のあり方なんですけれども、やはりその議案番号とこの表題部ですね、提案理由まではきちっとやはり議事録に残りますので、読んでいただいて、それからやはりその裏面を、新旧対照表というふうな形で統一をしていただければ、非常にありがたいと思いますけれども。

以上です。

○議長（三重野精二君） 暫時休憩いたします。

午後1時03分休憩

.....  
午後1時05分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

今の提案については、そのようにしたいと思います。

次に、日程第14、議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、議案第8号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例（平成17年条例第56号）の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、県内他市との均衡を図るためということでございます。

裏面をごらんください。条例中、第13条第2項第2号中に、通勤手当1キロ当たりの額が800円となっております。それを50円引き上げまして、850円に1キロ当たりを変えます。それに伴いまして、限度額を現在3万1,200円を、3万3,150円に改めるものでございます。

改正理由はあります、県内他都市の比較を合併後3年たちましていたしましたところ、かなり開きがある状況になりましたので、協議の上、引き上げを提案するものでございます。

施行につきましては、本年4月1日から施行したいと思っております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第15、議案第9号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。議案第9号由布市使用料及び手数料条例の一部改正について、由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、大分県の事務処理の特例に関する条例の改正に伴い、条例の改正を行う必要があるため。

裏面をお願いいたします。裏面に別表8という表を掲載してございます。この別表8がそっくり今回追加ということでなっております。これの算出根拠といたしましては、大分県の権限委譲に伴いまして、屋外広告物の申請事務が由布市に移りました。それに伴います手数料でございます。この手数料の料金については、大分県の手数料金をそのままここに移したという形になってございます。

この条例は、本年の4月1日から施行いたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第16、議案第10号由布市財政調整基金条例の一部改正について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、議案第10号由布市財政調整基金条例の一部改正という

ことで、由布市財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由としましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により、毎年度の決算剰余金を処分するための条例改正が必要なためでございます。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

第2条を現行から改正案ということで全部改正する内容となっております。積み立てということで、第2条、毎年度基金として積み立てる額は、前年度決算剰余金の2分の1をくだらない額及び一般会計歳入歳出予算で定める額の合計額とするということでございます。

これにつきましては、提案理由にも書いてございますけど、これまで決算剰余金が出ますと、補正予算で基金積み立てとして計上しておりましたが、地方自治法では条例の定めるところにより剰余金を基金に編入することができるかとされておまして、また、地方財政法では、2分の1をくだらない金額を基金に積み立てることと規定されておりますから、上位2法の規定を満たすために一部改正を行うものでございます。

施行につきましては、公布の日からとなっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第17、議案第11号由布市市民運動場条例の一部改正について、詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育次長です。それでは、議案第11号由布市市民運動場の一部改正について、由布市市民運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長、首藤奉文。

提案理由、由布市湯平五本松グラウンドの廃止及び施設使用料の一部改正、見直しを行うためでございます。

それでは、詳細説明をさせていただきますが、まず由布市湯平五本松グラウンドの廃止でございますが、これは昭和53年4月1日で、旧湯布院町の時代に、湯布院町と湯平の地権者と8名でございますが、当時ラグビーの関係でグラウンドを創設したときに、グラウンドの使用を湯平区長の立ち会いのもとに湯布院町長と結んだ件でございますが、使用を30年と定めておりましたが、今回地権者のほうから継続について見合わせてほしいという形で申し出がありましたので、今年の3月31日が30年になりますので、廃止するものでございます。

それから、もう一つは現在運動場施設の使用料を、市内と市外と分けておりますが、青少年の健全育成に資するためにも、高校生以下の枠を新たに設けて、健全育成を図るために施設使用料の値下げをした形の提案でございます。

施行については、本年の4月1日からの施行としております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第18、議案第12号由布市体育センター条例の一部改正について、詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 議案第12号由布市体育センター条例の一部改正について、由布市体育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、施設使用料の一部見直しを行うため、先ほどの議案11号と同じでございますが、これは挟間の体育センターの分でございますが、同じく市民の使用料、それから市外の使用料ともに高校生以下の使用料を低減して、青少年の健全育成を図るための条例改正でございます。

施行につきましては、21年4月1日からの施行でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第19、議案第13号由布市B&G海洋センター条例の一部改正について、詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 議案第13号由布市B&G海洋センター条例の一部改正について、由布市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、施設使用料の一部見直しを行うため。

この議案につきましても、議案第11号、12号と同様に、由布市の湯布院町にあります海洋センターの施設の利用料を、高校生以下の区分を設定して、青少年の健全育成に資するものでございます。

施行につきましては、21年4月1日からの施行としております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第20、議案第14号由布市介護保険条例の一部改正について、詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長の秋吉でございます。議案第14号をお願いします。

由布市介護保険条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由としまして、由布市第4期介護保険事業計画並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する条例の一部を改正する政令等の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条の1項を次のように改めるということでございます。第4期介護保険料につきましては、

平成21年から23年の3カ年の保険料を定めておりますので、その3カ年の分の保険料を改定するものでございます。

次のページで、新旧対照表をごらんください。介護保険料につきましては、第1号から第5号の保険料を定めてございます。これにつきましては、令38条第1項とございますが、これは所得の要件、収入の要件に応じまして保険料の基準を定めているものでございます。あくまでも基準額としましては、第4号の改正案でございますが、5万7,480円と定めるものでございます。そうしまして、段階的に収入及び所得の要件に応じまして引き下げていくもので、そして第5号につきましては、所得の範囲につきまして基準額が1.0とした場合、1.25、1.5というふうに段階的に引き上げるもので、保険料の基準額を定めるものでございます。

前のページに戻っていただきまして、経過措置でございますが、第3期におきましては、弾力的な部分で急に保険料が上がるために、緩和措置がございましたが、第4期におきましては、その部分が廃止になりますので、なお従前の例によるというふうに掲げてございます。

そして、3条、4条につきましては、保険料が急激に上がるために、その要因としましては、報酬改定等がございます。その報酬改定分につきましては、特定交付金が21年度におきましては10分の10交付されます。そして、22年度につきましては、その2分の1が交付されます。そして、23年度は交付がございませんので、基準額の5万7,480円に戻るという算定をしてございます。

それで、4条につきましては、その10分の10が来ますので、その影響分を引き下げて保険料を徴収するものでございまして、第2項につきましては、2分の1が交付分として来ますので、その影響力の2分の1を引いた分で徴収をしたいというふうで、今回の改定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第15号由布市道路占用料徴収条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第15号について御説明申し上げます。

由布市道路占用料徴収条例の一部改正について、由布市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由といたしまして、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、改正が必要なためということでございますが、今回の改正は道路法施行令が一部改正されまして、それに伴います平成20年度九州ブロック各県により、統一単価の検討がなされ、決定されたところであります。

従いまして、由布市では県道単価との整合性を図るための条例を改正するものであります。

詳細につきましては、法第32条第1項第1号に掲げる工作物についてですが、電柱等については若干下がっております。それから、他の工作物については、料金として上がっております。

それから、32条第1項の第2号に掲げる工作物、これは水道管、下水管等でございますが、下がっております。そういうもので、一応県道の占用料との整合性を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第22、議案第16号由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について、由布市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い改正が必要なため、これもさきの議案第15号と一緒にございまして、この分については法定外公共物、いわゆる里道、水路等にかかわる占用料の料金を定めたものでございます。いずれも、本年の4月1日から施行となっております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第23、議案第17号由布市市営住宅条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。議案第17号由布市市営住宅条例の一部改正について、由布市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出。

提案理由、市営住宅における暴力団排除を図るためということで、裏面をお願いいたします。現行と改正案というのを新旧対照表がございしますが、この中で入居の資格第6条のところに、第5を追加いたしまして、本人または親族等が暴力団に関する、暴力団員ということがないようにということでございます。

それから、入居の資格のところ、同居の承認ということがございます。同居の承認についても、新たに市長が入居者が同居させようとする者が暴力団であるときは、第1項の承認をしないものとするということで、以下それぞれの条項に暴力団の排除をうたっているものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第24、議案第18号由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正について、詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 議案第18号由布市市営特定公共賃貸住宅条例の一部改正につ

いて、由布市市営特定公共賃貸住宅の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出。

提案理由といたしまして、暴力団の排除を図るためということで、17号と全く同様のものがございます。

主なものとして全く同じでございますが、入居の審査を厳しくする、あるいは入居時の継承を認めないとか、あるいは南署長の警察の意見を聞くことができるというものをうたい込んだものがございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程25、議案第19号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第19号の詳細説明を行います。

由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、昼間の消防力確保及び災害時の消防団活動補完のため。これまでの由布市消防団の中に、あらかじめ活動の内容や役割の範囲を定めて活動する機能別消防団制度を導入しようとするものであります。

過疎化の進行やサラリーマン団員の増加により、昼間の消防力の低下、一方市町村合併を初め、企業団体の合併により、職場の広域化が進んでおりまして、若い職員の消防団未加入者が増加の傾向にあります。そうした職員に機能別消防団員になっていただき、活動していただくのもであります。

新旧対照表をごらんください。改正欄をごらんいただきたいと思います。第3条に、団員の種類として、これまでの団員を基本消防団員とし、機能別消防団員との違いを明確にしております。また、第3項では、機能別消防団員の事務は、市長が別に定めることとしております。現在、消防団の中で検討しておりますが、昼間の消火活動、あるいは山林火災、行方不明者の捜索、山岳遭難などが考えられております。

第13条には、機能別消防団員の報酬を年額7,000円と定めております。基本消防団員の報酬額は、変更いたしておりません。

また、機能別消防団員も消防団の定数の範囲内で組織するものであります。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第26、議案第20号宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第20号並びに議案第21号につきましては、相手方が違うのみで、内容が同一でございますので、一括して説明をさせていただきたいと思います。

宇佐市と由布市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付に係る事務を次の規約により宇佐市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、証明書等の交付等の事務を宇佐市との間で相互に委託して実施するため。

この規約につきましては、大分広域窓口サービスとして住民票の写しや印鑑登録証明書など、規約により他の市町村の窓口で交付を受けることができる制度でございまして、これまで大分市を初め、6市町で相互に事務委託を行っておりますが、新たに宇佐市と国東市と事務委託を行うものであります。

規約の内容については、これまでのものと同内容でございます。

参考までに、由布市の窓口で他市の住民票等を交付した件数は、平成19年度中1,087件で、1,265通であります。反対に、他市の窓口で由布市の住民票等交付を受けた件数は121件、140通となっております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第27、議案第21号由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 議案第21号由布市と国東市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付に係る事務を次の規約により国東市との間で相互に委託する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成21年2月26日提出、由布市長。

提案理由、証明書等の交付等の事務を国東市との間で相互に委託し、実施するため。

なお、この規約につきましては、21年4月1日から施行すると。

内容については、20号と同じでございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第28、議案第22号平成20年度由布市一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、議案第22号平成20年度由布市一般会計補正予算（第5号）について、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,569万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億5,461万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるということで、第2条、継続費の補正ということ、継続費の変更は、第2表継続費補正による。

それから、繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

債務負担行為の補正、第4条、債務負担行為の追加は、第4表債務負担行為補正による。

それから、地方債の補正、第5条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

平成21年2月26日提出、由布市長。

ということで、まず継続費の補正から説明をさせていただきます。9ページをお開き願いたいと思います。

第2表継続費の補正ということ、変更ということでございます。土木費の道路橋梁費、事業名が日出生台塚原線19年度国債事業ということ、総額を2,450万円減額しまして、補正後のところの平成20年度を見ていただきたいんですが、5,273万3,000円とするものがございます。

この事業につきましては、先般の12月の議会でも30万円の減額補正を行ったところでございますが、今回再度減額補正ということをお願いする理由としましては、この事業が最終年度であることで、本事業が工事の完了に伴いまして事業費が確定したということでございます。

防衛の障害防止事業の補助金は、事業完了による検査が終了するまでは、金額の修正ができないということから、今回減額の補正となったものでございます。

次、10ページをお開き願いたいと思います。第3表の繰越明許費でございますが、今回5件事業名が出ております。一番最初の2款の総務費の定額給付金事業、それから、その下の民生費の子育て応援手当給付金事業、これにつきましては、国の予算づけが遅くなったこともございまして、今補正で上程となったような状況でございまして、年度内の事業完了が困難ということで、繰越明許をお願いしております。

それから、土木費につきましては、市道時松中央線の改良事業ということで、これは入札をしまして、低価格の落札ということになったことから、その減少した分を用地補償に増額しまして、年度内の完成を目指しておりましたが、所有者が県外にいるということで、事業の合意を得るのに不測の日数を要したということでございます。

同じく市道瓜生田上々淵線の事業につきましては、これはこの路線がコミュニティーバスの路線であったことから、通行止めに関してバス会社との調整に不測の日数を要したということです。

それから、最後の教育費の耐震診断事業でございますが、これは事業自体はもう終了しまして、

あとは判定委員会から認定をもらうところまでこぎ着けておりますが、教育施設の耐震診断が全国的に行われておりまして、現在その認定業務ですね、これが非常に混み合っておりまして、待ちの状況になっております。年度末までの認定の見込みは難しいということから、繰越明許のお願いをしております。

それから、次に11ページをお願いします。第4表の債務負担行為の補正ということで、今回追加でございますが、昨年度の3月と同様に庁舎、それからその他の所有施設の清掃や警備等の維持管理業務、これらが新年度に入って4月1日からすぐに業務を開始する必要があることから、3月中に新年度に向けてのもろもろの事前手続を進めるために、債務負担をお願いするものでございます。

次の12ページをお願いします。第5表地方債の補正ということで変更でございます。5つの起債が出ております。最初の農道整備事業債、それから、道路整備事業債、教育施設の整備事業、それから体育施設整備の事業、これらにつきましては、事業費の調整に伴いまして限度額を補正するものでございます。

それから、借換債につきましては、繰り上げ償還の財源ということで借り入れを予定しておりましたが、今回借り入れをせずに全額減額とするということで、補正前、補正後で差し引き2億480万円の減額補正となっております。

次が、16ページから歳入歳出の補正予算の事項別明細で御説明をしておりますが、1款の市税につきましては、税務課長のほうから御説明いただきまして、あと歳入の2款以降、それから歳出全般につきましては、後ほど私のほうから説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。1款の市税につきまして説明をさせていただきます。

1項から7項まででございます。順次説明をしていきたいと思っております。今回は、20年度の最終補正でございまして、徴税等の全面的な見直しを行いました。1項の市税につきましては、個人分でございますけれども、退職分離課税が21年の1月で確定分がございます。3,497万8,000円と3,500万円程度確定しております。当初予算では1,000万円組んでおりますので、ここで2,495万7,800円、2,500万円程度確定ということで、この分を一応計上いたしました。

市税につきましては、もう微調整という形で1,000万円ほど上げました。合計で3,494万3,000円ということでございます。

法人につきましては、12月の確定がもうされております。1億5,612万5,400円とい

うことで、あと残りの分につきまして見込みを立てまして、減額に今回なりました。1億7,377万8,000円ということでございます。若干の減額ということでございます。

2項の固定資産税につきましては、平成20年度に償却資産の一部改正がございました。県知事配分の増加分がございましたので、2,958万4,000円が今回この中に計上されて、あとは一部分の微小ということで、2,943万4,000円ということでございます。

3項の軽自動車税につきましては、台数が265台ほど増になっております。その分の増ということでございます。

4項の市たばこ税につきましては、平成20年の5月にタスポカードというのが導入をされまして、この影響を受けまして売り上げが大幅に減少したための減ということでございます。

7項につきましては、入湯税でございますけれども、11月まで一応確定しております。8,425万1,700円ということでございます。あと見込みを立てましたけれども、1,790万円というほど少し減額をさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、引き続きまして歳入の3款の利子割交付金から御説明をさせていただきます。

この利子割交付金から、次のページの8款の自動車取得税交付金、これまでににつきましては、県からの交付金の見込み額の資料に基づきまして調整を行ったところでございます。ゴルフ場の利用税の交付金が増となった以外は、すべて減額となっております。

あと歳入につきましては、増減額の大きなものについて御説明をさせていただきます。

19ページでございますが、14款の使用料及び手数料1項の使用料の中で、1目の総務使用料、この分が140万円の減額ということになっておりますが、その市営駐車場の現年度分、これが150万減ということでございますが、湯布院の駅前駐車場の使用料、これが観光客の減少によりまして減ということでございます。

それから、次の2項の手数料の総務手数料の中で、戸籍関係ということで、金額が次の20ページに出てますけど、274万5,000円減額ということでございますが、今回当初の見込みがちょっと高めだったことから、今回減額の補正を行うものでございます。

それから、20ページでございますが、15款の国庫支出金の1項の国庫負担金、この中で1目の民生費の国庫負担金でございますが、節の障がい者福祉費負担金ということで、516万円増額となっておりますが、これは介護給付費、それから補装具の給付費の増額によりまして、これにかかわる2分の1の補助がございまして、この分が増となっております。

それから、2節の障がい福祉費負担金の中で、中ほどに非被用者小学校終了前特例給付と児童

扶養手当の給付金、この分がそれぞれ減額となっておりますが、いずれも事業費の減に伴うものでございます。その下の3節の生活保護費の負担金で、5,223万9,000円減額となっておりますが、これも医療扶助費の減額に伴い、負担金の減となっております。

次の21ページでございますが、1目の総務費の国庫補助金の中の、2節の総務費補助金、合併対策の事業費の補助金ということで、2,900万円の増額。これは、国の追加交付が今回行われまして、この分で増となっております。

それから、その下の定額給付金の事務費の交付金2,400万、それから、民生費の国庫補助金のところで、2節の児童福祉費の補助金の中に子育て応援手当給付金事務費交付金ということで、116万3,000円が新規となっておりますが、これが今までお話ししてまいりました給付金に係る事務費ということで、国のほうからまいります。歳出につきましても、同額の予算を計上しております、100%の補助ということでございます。

それから、4節の高齢者福祉費補助金1,594万8,000円の増額、これも市長のほうから説明がありましたが、グループホームの4つの施設がございまして、菜の花、いずみ、川崎、それから川崎Ⅱ、これの施設のスプリンクラーの設置の補助でございます。

それから、ずっと下でございますが、5目の土木費の国庫補助金の中で、1節の道路改良費の事業の補助金ということで、防衛の障害防止事業補助金2,827万2,000円の減額となっておりますが、これは12年国債と20年の補助金の確定による減でございます。

それから、次のページをお願いします。22ページでございますが、6目の教育費の国庫補助金、この中で公立学校施設整備事業の分が1,868万1,000円増額となっておりますが、これは給食センターの建設に伴う補助金の増額でございます。

それから、次の23ページの県支出金の1項の県負担金に移らせていただきますが、4節、5節の国保の負担金、それから後期高齢者の基盤安定の負担金、いずれも減額となっておりますが、これも負担金の確定による減ということでございます。

それから、その下の県補助金の中で、民生費の分が補助金が276万5,000円ということで補正額で減額となっております。これらは、皆事業費の確定に伴いまして調整分ということで減となっております。

それから、25ページをお願いいたします。25ページの中で、7目の教育費の県補助金で国体開催事業の補助金ということで1,671万1,000円減額、これも事業費の確定によるものでございます。

それから、3項の県委託金の中で、総務費の委託金でございますが、徴税費の委託金、これが1,304万3,000円ということで増額になっておりますが、これは先ほど税務課長からも話がありましたけど、市税の個人の分が増額になったということで、交付金も増額となっております。

す。

それから、一番下の教育費の県委託金の中で、国体協議施設の整備の事業の委託金280万円増額ということですが、これはアーチェリー施設の整備にかかわる委託金の増ということでございます。

それから、次の26ページでございますが、この中で2目の17款の財産収入ですが、2目の利子及び配当金、これにつきましては、各基金の利子分ですね、これの収入でございます。

それから、27ページの2項の財産売り払い収入、その中で土地建物売り払い収入ということで243万3,000円増額となっておりますが、これは挟間の古野の法面の売却等でこの分がふえております。

それから、18款の寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金ということで138万4,000円増額となっておりますが、5名の方から寄附をいただいたようになっております。

それから、19款の繰入金でございますが、この中で説明欄のところの中ほどでございますけど、定住化促進対策基金275万円減額ということでございますが、この基金につきましては、これを原資としまして補助を行ってございましたが、庄内の定住促進事業補助金が、最後の支払いが21年度ということで、今回20年度分を減額するものでございます。

それから、21款の諸収入の延滞金加算金及び過料でございますが、延滞金の実績によりまして800万円増額となったということでございます。

それから、28ページの諸収入の雑入でございますが、総合政策課の雑入につきましては、ホームページに今広告料をいただいておりますが、この分が増額と。それから、契約管理課につきましては、挟間の商工会に駐車場の業務をやっていただいておりますが、これによる精算分と公用車の保険の戻りの分でございます。

あと商工観光課については、宿舍の納付金、それから防災安全につきましては、消防積載車の購入に伴いまして、地元負担金が減になったということでございます。

あと市債につきましては、事業費の調整に伴いまして市債を減額しております。

続きまして、歳出のほうの説明に移らせていただきます。

まず、30ページでございますが、1款の議会費につきましては、共済費ということで63万3,000円減額しております。これは議員1名分の共済費の減額でございます。

それから、2款の総務費に移りまして、1目の一般管理費、この中で13節の委託料、これが94万5,000円、職員研修業務ということで新規になっておりますが、先般の横領事件等もございましたし、あと施設の民営化ということで、それに対応することから、庁舎内のメールとか文書の作成、それから財務業務ですね、これを主に職員のパソコン研修を行うようにしております。

それから、4目の会計管理費の中で、12節の役務費、口座振替手数料、これが95万円減額となっておりますが、郵便局が民営化されたということで、この分が減となったものでございます。

それから、次の31ページの5目の財産管理費、これにつきましては、それぞれ年度末の見込みによりまして増減をいたしたところでございます。

13款の委託料の中で、施設清掃管理と建築物定期検査業務、これの減につきましては、入札の減によるものでございます。

それから、15節の工事請負費につきましては、工事請負費が725万円減額となっておりますが、これは湯平の温泉掘削の入札の減によるものでございます。

次が、32ページに移りまして、7目の電子計算費、ここで工事請負費が60万円ということで増額となっておりますが、これは本日工事の関係とか委託の関係の資料を別にお渡ししましたが、それにも載っているとありますが、構造改善センターに光ケーブルを引き込むという工事の分でございます。

それから、9目の地域振興費で19節の庄内定住促進事業等補助金275万円、これ先ほどお話ししましたが、支払いが21ということで、今年度275万円を減額しております。

それから、10目の諸費の中で、この分は全部3節の職員手当から、次のページの14節の使用料及び賃借料、これすべて定額給付金の事務費に係る予算となっております。財源内訳はそこに書いてますように国庫支出金で、全額2,400万円の分が来るということになっております。

それから、ちょっととびまして36ページをお願いします。3款の民生費の1項社会福祉費、それから2目の高齢者福祉費、ここで19節のところ、負補交で在宅高齢者住宅改造助成金160万円減額となっておりますが、当初1件40万円でございますが、その5件分を見込んでおりましたが、実際には1件分しか申請がなかったということで減額するものでございます。

それから、19節3目の障がい者福祉費、その中の19の負補交で介護等給付金負担金、この分が932万円増額となっておりますが、療養の介護費の増加と利用者負担の見直し等によりまして、増額となっております。

それから、次の37ページでございますが、4目の国民健康保険事業費、それから5目の老人保健事業費、この中で国民健康保険の特別会計、それから後期高齢者の医療費ということで、基盤安定分がそれぞれ5,965万5,000円、それから1,252万5,000円ほど減額となっておりますが、保険基盤安定に伴うところの負担金の減額ということで内容になっております。

それから、6目の介護保険事務費、この中で19節の負補交、地域介護・福祉空間等整備等補助金1,594万8,000円の増額につきましては、先ほど歳入のときに御説明しましたグループホームのスプリンクラー設置の補助でございます。

それから、次の38ページをお願いします。38ページの2項の児童福祉費の1目児童福祉総務費、この分で3節の職員手当等から、需用費、それから役務費、ここまでが子育て応援のその特別給付金の事務費でございます。この分が合計で116万3,000円となっております。

それから、次の39ページのところの4目の保育園費でございますが、この中で需用費ということで修繕料が65万4,000円増額となっております。これは、挟間の保育所、庄内の保育所いずれもそうなんですが、消防署からの指摘によりまして、火災報知機とか燃料タンク、こういうものの分を修繕するものでございます。

それから、次の40ページに移りまして、3項生活保護費の中の2目の扶助費、この中で20節の扶助費の中で医療扶助費が7,000万円減額ということですが、これも医療扶助の見込みによりまして減額となっております。

それから、とびまして43ページをお願いします。43ページの衛生費に移りまして、保健衛生費の中で1目の保健衛生総務費、この中で13節の委託料、検診が800万円減額ということですが、これはもう単純に検診者が減となったことによるものです。

それから、5目の環境衛生総務費でございますが、19節負補交の小型合併処理浄化槽設置補助金、これも補助金の確定によりまして、1,034万円減額となっております。

それから、28節の繰出金で農業集落排水の特別会計の分が繰出金が564万6,000円減額となっておりますが、これも農業集落排水の維持管理費の事業の減によりまして、繰出金が減となっております。

それから、次の44ページにつきましては、2項清掃費の1目清掃総務費でございますが、環境衛生組合の負担金、これが1,433万9,000円減額となっております。これも確定によるものでございます。

それから、次の45ページのところに、農政の関係の補助金が農業振興費ですか、そこで補助金がかかり減額となっておりますが、これは一番上の競争力の強化農業生産総合対策事業補助金446万6,000円減額ということですが、これ県の補助金の確定によりまして減となっております。

それから、真ん中辺の担い手の農地集積構造化促進、この分につきましては、地元からの要望によりまして予算計上してございましたけど、実際この金額に届かなかったということで減額となっております。

それから、ブランドを育む園芸の分でございますが、これは事業費の規模の減ということですが、

それから、一番下の集落営農の組織育成対策の補助金でございますが、これは事業費が減となったことと、法人組織の設立が延期されたことによりまして減となっております。

それから、47ページでございますが、7款の商工費にいきまして、2目の商工振興費、この

中で19負補交、中小企業者利子補給の補助金が132万9,000円増額となっております。この分については、特に湯布院の商工会の関係の分が増となっております。

それから、3目の観光費、これにつきましては、19で案内看板設置事業補助金131万9,000円減額となっております。これは、塚原の観光協会から内部の意見がちょっとまだ整っていないので、今回は払い下げの申し出があったということでございます。

それから、次の48ページの土木費に移りまして、1目土木費の15節の工事費につきましては、200万円減額、これは急傾斜地の入札減でございます。

それから、49ページでございますが、道路新設改良費、これの工事請負費、これも全部路線の事業費の調整によるということでございます。

それから、50ページでございますが住宅費、その住宅管理費でございますが、15節の工事請負費の350万円の減額につきましては、市営住宅の改修の入札残でございます。それから、19節の負補交の住宅の耐震診断と耐震の改修の補助金、これもそれぞれ上の分に耐震の診断については14件、それから改修については3件分を予算計上しておりましたが、それぞれ1件分しかなかったということで減額しております。

それから、9款の消防費に移りまして、1目の常備消防費、これで特殊勤務手当が98万5,000円ということで減額になっております。これは出動手当の廃止によるものでございます。

それから、次の51ページでございますが、3目の消防施設費、これの備品購入費はポンプ積載車の入札減ということで、113万6,000円の減額です。

あと4目の災害対策費につきましても、委託料はすべて入札減によるものでございます。

それから、次の52ページでございますが、委託料のところでは設計監理、これが362万3,000円減額となっておりますが、学校の統廃合の施設整備計画の設計業務の入札減でございます。

それから、その次の下の耐震診断、これについても726万9,000円の減額は入札減となっております。

それから、次の53ページの15節の工事請負費で132万2,000円の減額につきましては、幼稚園と小学校のエアコン設置の入札減となっております。

次の54ページでございますが、この中で15節の工事費につきましても、同じく西庄内小学校の屋根の改修、それから由布川小学校の進入路側溝整備、これの入札の減でございます。

それから、55ページの15節の工事請負費につきましては、庄内中学校の相撲場の改修の入札減でございます。

それから、56ページも幼稚園費でございますが、これの設計監理の300万円減額は、同じ

く工事の実施設計の入札減となっております。

それから、58ページをお願いします。この中で教育費の保健体育費の中で体育施設、これにつきましても、人工芝の競技場周辺整備事業の確定によりまして、全体で1,349万8,000円ということで減額となっております。

次の4目につきましても、先ほど来申しますように、アーチェリー競技場の工事、それから国体の実行委員会、これの運営補助金が確定したということで、減額となっております。

それから、11款の災害復旧につきましても、補助対象の災害がなかったためということで減額となっております。

それから、60ページでございますが、公債費の中で1項公債費の1目元金、これで財源変更、借換債を減額しましたことによりまして、財源更正を行っております。

最後の13款の諸支出金の基金費、これにつきましては、減債基金のところでの分が5,795万2,000円増額となっておりますが、5,720万円は減債基金に積み立てをするということで、実際にそれを除いた利息分は75万2,000円でございます。いずれもこの基金については、利子分を積み立てするという事です。

あと一番下のみらいふるさと基金につきましては、先ほどの寄附金を積み立てするものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩をします。再開は14時20分とします。

午後2時07分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

次に、日程第29、議案第23号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（佐藤 和利君） 保険課長です。議案第23号平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を詳細説明いたします。

予算書の平成20年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億3,776万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億5,684万2,000円と定める。

それでは、予算書の歳出のほうからお願いしたいと思います。10ページをお願いいたします。

歳出、1款総務費総務管理費、一般管理費といたしまして、第三者行為求償事務費30万5,000円を増額をお願いしております。

2款の保険給付費1項療養諸費一般被保険者療養費、減額の9,573万7,000円、2目の退職被保険者療養給付費5,602万8,000円を増額です。これは、いずれも一般・退職それぞれ診療報酬負担金の減額、増減でございます。

それから、2款の保険給付費、高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費400万円、2目の退職被保険者高額療養費400万円、一般・退職それぞれ未申請者に対する通知の見込み増を計上いたしております。

それから、3款後期高齢者支援金と2目の後期高齢者関係事務費拠出金でございますが、決定によりまして減額の7万円。

4款の前期高齢者納付金等、2目の前期高齢者関係事務費拠出金、これも同じく決定による20万4,000円の減額でございます。

5款の老人保健拠出金、1目の老人保健医療費拠出金でございますが、決定によりまして1,297万円の減額でございます。

次の12ページをお願いします。7款の共同事業拠出金、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金、減額の5,155万3,000円、それと3目の保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金におきましては、国保連合会から示された拠出額で減額でございます。それから、3目の保険財政基盤によりましては、歳入の10款の共同事業交付金の保険財政共同安定化事業交付金と対応するものでございます。

9款の基金積立金におきましては、89万7,000円を増額で、国民健康保険基金でございます。

それから、予備費といたしまして、減額の380万3,000円の減額でございます。

それでは、戻っていただきまして、7ページ、歳入をお願いいたします。以上の歳出をもとから歳入といたしまして、4款の使用料及び手数料、督促手数料で25万円の増額でございます。

5款の国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金、2目の高額医療費共同事業負担金、これは説明にあります療養給付費、老人保健医療費拠出金、介護納付金の額によりまして、減額の1目におきましては3,560万円の減額、2目の高額につきましては、減額の1,288万8,000円でございます。

6款の療養給付費交付金、1目の療養給付費交付金でございますが、これは退職者医療に伴う交付金でございます。退職者の療養費と高額療養費の分でございます。

それから、8款の県支出金、1目の高額医療費共同事業負担金でございますが、減額の1,288万8,000円になっております。

次の8ページをお願いいたします。10款の共同事業交付金、1目の共同事業交付金、減額の1,915万円、これは歳出の7款の共同事業拠出金と対応するものでございます。2目の保険財政共同安定化事業交付金、減額の1億6,915万4,000円、これは、先ほど言いました歳出の7款の保険財政共同安定化事業拠出金と対応するものでございます。

それから、11款の財産収入、1目の利子及び配当金、基金利子として89万7,000円の増額でございます。

繰入金といたしまして、13款繰入金、1目の一般会計繰入金といたしまして、1節の保険基金安定繰入金として減額の8,828万2,000円、それから3節の財政安定化支援事業繰入金として減額の180万1,000円、それから4節のその他会計繰入金として保険財政共同安定化事業交付金の減額に対する補てんとして3,042万8,000円の増額でございます。合わせて減額の、5,965万5,000円の減額でございます。

15款諸収入、1目の一般被保険者延滞金183万5,000円、それから2目の退職被保険者延滞金11万円の増額しております。

15款の諸収入、雑入といたしまして、2目の一般被保険者第三者納付金、3目の退職被保険者第三者納付金、これは交通事故等によりまして損害賠償の請求をしたものでございまして、それぞれ2目の一般につきましては638万7,000円、3目につきましては206万6,000円の増額になっております。

以上でございます。

**○議長（三重野精二君）** 次に、日程第30、議案第24号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を求めます。保険課長。

**○保険課長（佐藤 和利君）** 保険課長でございます。議案第24号平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、予算書、次のページをお願いします。

平成20年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次のように定める。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,229万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,692万円と定める。

予算書の済みません、最終ページ、6ページをお願いします。歳出から申し上げます。

1款の総務費、徴収費、今回22万8,000円の増額をお願いしております。一般消耗費、特別徴収、普通徴収に係る郵送料22万3,000円でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1目の後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、減額の1,252万5,000円をお願いしております。保険料の減額でございます。これは広域連合事務局からの市費の減額でございます。

それで戻っていただきまして、前ページの5ページ、歳入の3款繰入金1項一般会計繰入金、

2目の保険基盤安定繰入金として1,252万5,000円の減額、保険基盤安定繰入金でございます。

5款の諸収入、3項の雑入、1目の雑入は、22万8,000円の増額でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第31、議案第25号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第4号）について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長です。議案第25号をお願いいたします。

平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,087万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,338万9,000円と定める。平成21年2月26日提出、由布市長。

では、歳出の10ページをお願いをいたします。詳細説明をいたします。

1款の総務費でございますが、一般管理費につきまして1,041万7,000円の補正をお願いをいたします。特に大きいものは13節の委託料で電算運用業務としまして、1,081万5,000円の増額をさせていただきます。これは21年度の税法改正に伴うプログラムの電算改修の部分でございます。第三者請求事務につきましては、交通事故の部分で事務費の2万4,000円を増額させていただきます。

賦課徴収費につきましては減額の9万9,000円をさせていただきます。

介護認定調査会費につきまして、243万7,000円の減額をさせていただきます。これは、12節の主治医の意見書作成料の減額でございます。

6項の計画策定委員会費でございますが、115万円の減額をさせていただきます。これは、次のページの12ページでございますが、第4期事業計画策定業務の入札残が大きいものでございます。

2款の保険給付費につきましては、1項の介護サービス諸費、2項の介護予防サービス費、その他諸費、それから高額介護サービス諸費、5項の特定入居者介護サービス諸費につきましては、事業費の事業量を算定を見直しましてそれぞれ予算の増減を行っているところでございます。

1項の介護サービス諸費につきましては、1,880万円の増額をさせていただきます。説明にそれぞれの増額の説明を書いてございます。

それと、14ページでございますが、4款の基金積立金でございますが、21万9,000円の補正をお願いをさせていただきます。これの預金利子分を基金準備金のほうに積み立てるものでございます。

それと、7款の諸支出金にございましては、これは確定による償還金の2,000円の償還金でございます。

それと、7ページに戻っていただきまして、歳入について御説明申し上げます。

歳出の保険給付費等のそれぞれの増減により、それぞれの負担割合の国庫支出金、国庫補助金、支払基金交付金、県負担金ということで、それぞれの介護給付費の負担割合がございますので、その保険給付費の割合において補正を行っているところでございます。

国庫負担金につきましては、458万1,000円の増額の補正をさせていただいております。国庫補助金につきましても、261万3,000円の増額を見てございます。支払基金交付金につきましても、740万円の補正をお願いしてございます。県負担金につきましても、317万6,000円の補正をお願いしてございます。

それと、7款の繰入金でございしますが、それぞれ歳出の増額に伴います事業者負担分の市の負担分でございます。888万5,000円の一般会計からの繰り入れの補正をさせていただいております。

それと、9款の諸収入の94万3,000円でございますが、これは行政処分でひまわりを行政処分をした経緯がございます、不正受給の部分ですね。そして、諸収入の一番下の返納金という部分がございますが、236万円、これがひまわりの保険料の実質の不正の返還金でございます。これに対します過料の部分は94万3,000円で、過料の40%分を徴収を——徴収といえますか、過料の負担をさせていただいて徴収をしてございます。

介護保険につきましては以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第32、議案第26号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（目野直文君） 水道課長の目野です。よろしく申し上げます。議案第26号平成20年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,063万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億3,727万7,000円と定めるということでございます。

7ページをお願いいたします。歳出であります。総務管理費で13節の委託料、15節の工事請負費ともに入札によりまして減でございます。委託料の漏水調査では、4回見ておりましたが、1回分がもう不要ということになりましたので、1回分が丸々残りました。

5ページをお願いいたします。歳入につきましては、1月までの実績と2月、3月は見込みということで出しております。負担金につきましては188万円の減ということでございます。手数料につきましても減ということでございます。一般会計繰入金は委託料及び工事請負費等が減によりまして、82万8,000円の減ということでございます。

6ページでございしますが、雑入で県道の田野庄内線の改良工事に伴う水道管仮設工事の県の補償費等ほか2カ所を県関係の補償費がございまして、その分の増ということでございます。それ

らを勘案いたしまして、5ページの基金繰入金が1,022万8,000円の減といたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第33、議案第27号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（溝口 博則君） 環境課長です。議案第27号平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,107万2,000円と定める。

5ページのほうをお開きください。歳入のほうでございますけれども、1款の分担金負担金、1目農業集落排水の負担金でございますが、新規加入による増額ということで59万6,000円増額いたしております。

5款の財産収入でございますけれども、基金の利子7万8,000円を増額しております。

6款の繰入金につきましては、歳出で御説明いたしますが、事業費の減あるいは加入負担金増額によりまして基金の繰入金の減額等を行っております。

次のページ6ページをお開きください。歳出のほうでございます。一般管理費でございますが、3節の職員手当、4節共済費、19節の退職負担金は、この事業に充てております職員1名の人件費の調整を計上いたしております。25節の積立金は、基金利子をそのまま集落排水の積立金に積み立てを行うものでございます。3目の維持管理事業費でございますけれども、事業費、東長宝地区のカメラ調査の結果によりまして、事業計画のほうを減額というふうにいたしております。19節の負補交でございますけれども、当初団体営調査の負担金が国県の補助を受けてやるわけですけれども、当初限度額が設定されておりました、補助対象額全額が補助対象にはなっていなかったんですけれども、今回最終的に補助対象事業費総額すべてが補助対象になるということで、負担金が減額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第34、議案第28号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長でございます。議案第28号平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

平成20年度由布市公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,448万6,000円と定める。平成21年2月26日

提出、由布市長。

この件につきましては、3ページをお開きいただきます。3ページに14万2,000円の財産収入を計上してございます。これは、基金利子でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。歳出で14万2,000円の計上してございます。これを基金に積み立てると——基金利子を14万2,000円それぞれ歳入に受け込みまして、歳出で基金に積み立てるというものでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第35、議案第29号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第3号）について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） 健康増進課長です。議案第29号由布市健康温泉館事業特別会計補正予算の説明を申し上げます。

平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,749万7,000円と定めるものでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第114条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。平成21年2月26日提出、由布市長。

では、3ページをお願いいたします。第2表の債務負担行為でございしますが、施設の清掃管理業務の委託でございます。これは、4月1日から温泉館の清掃管理を委託するものでございまして、契約の締結する、入札を3月中にしたいということで債務負担行為を起こしてございます。期間は平成21年度中で、限度額189万円でございます。

次に、6ページをお開きください。今回のこの補正予算につきましては、それぞれ歳入——温泉館収入ですね、1目の売上収入、2目の使用料等見直しまして85万1,000円の収入の減額をしてございます。

それに伴いまして、7ページをお開きください。歳出のほうも85万1,000円をそれぞれ減額をしているところでございます。1款のほうにつきましては、35万1,000円の減額をいたしまして、予備費の50万円を減額をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第36、議案第30号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。議案第30号平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして説明をいたします。

最初に、5ページをお願いいたします。収益的収入でございますが、今回におきましては自家用水の使用によりまして給水収益の減によります補正が主なものでございます。給水収益で4,458万2,000円の減ということでございます。

一番大きなものの収入といたしましては、それで6ページをお願いいたします。6ページの水道収益的支出の費用でございますが、原水及び浄水費の1,620万円の減ということで、委託料の入札の減によるものでございます。それと、修繕費及び動力費も実績と見込みによります減でございます。配水及び給水費も同じでございます。4目の総係費の22節補償費でございますが、当初予算におきまして補償費は計上しておりませんでした。今回、湯布院のほうで薬品流出によります損害賠償ということが起こりましたので、今回補償費を設けた次第でございます。

7ページでございますが、資本的収入でございますが、消火栓受託金の19万1,000円です。資本的支出でございますが、これは入札減に伴うものでございます。

最初にお戻りをお願いいたします。第1条で平成20年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第2条につきまして、20年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというものでございまして、水道事業収益でございますが、計が5億448万円でございます。水道事業費用の総計が5億2,757万2,000円でございます。この差の2,309万2,000円につきましては、前年度繰越利益剰余金で補てんをするものでございます。

2ページでございますが、資本的収入及び支出、予算第4条本文括弧書中「不足する額2億7,326万7,000円」を「不足する額2億6,807万6,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億5,326万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億4,807万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというものでございまして、資本的収入が1,863万1,000円、資本的支出でございますが、2億8,670万7,000円ということでございます。

第4条の債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定めるということで、挾間の浄水場の汚泥処理業務委託料でございます。限度額を2,592万5,000円とするということでございます。よろしく申し上げます。

---

○議長（三重野精二君） お諮りします。本日の会議はここまでにとどめ、延会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

なお、次回の本会議は、あす27日午前10時から引き続き議案の詳細説明を行い、終了後、議案第1号及び議案第22号から議案第30号までの補正予算案についての質疑を行います。本日17時までに質疑に関する発言通告書の提出をお願いいたします。

本日は御苦労さまでした。

午後2時55分延会

---